

2024年 4月 1日

学校生活について

令和6年度 生徒指導部

令和5年11月1日 校則検討委員会 一部改訂

1. 小学校と中学校との違い

(1) 生活面

- ① 土曜日が授業日となる週がある …… 基本，第1週・第3週の土曜日は授業日となる
- ② 制服で登下校する
- ③ 授業間の休み時間は10分 …… 2限目と3限目の間の長い休み時間はない
- ④ 朝活動がある …… 朝読書・各委員会の活動を行う
- ⑤ 部活動*がある …… 自由加入
- ⑥ 規則や約束事が増える …… 社会生活に向けて規律や必要なモラルを身に付ける

令和5年度部活動実績 【運動部】… 卓球部，ソフトテニス部，男子バレーボール部* 【文化部】… ギター部（放送部 ※高校主体の部活動に参加）	部活動以外のボランティア活動 中高合同ミツバチプロジェクト
---	---

※男子バレーボール部はR6年度から募集は行わない

(2) 学習面

- ① 1日の授業数が増える …… 基本6時間授業（7時間授業日もある）
- ② 授業時間が長くなる …… 各50分授業
- ③ 授業で使う教材が増える …… iPad，テキストやテキスト用ノート，資料集など
- ④ 宿題が増え，提出期限厳守の重要度 …… 丁寧な宿題の取り組み，提出期限厳守が基本
- ⑤ 小テストや単元テストが日常的にある …… 不合格になると追試となり合格するまで取り組む
- ⑥ 授業以外に利用できる学習の場がある …… 実力アップ講座（3年生のみ数・英），自習室（全学年）

(3) 1日の学校生活の流れ

登校時間

8:00以降～8:20まで に登校を完了する

※～8:30までに提出物や片付け・着替え完了 ～8:35までに係が職員室へ提出完了

欠席・遅刻早退の連絡

当日 **8:20** までに保護者から **BLEND** 連絡

※ 朝活動が始まる **8:40** 以降の登校は、「遅刻」となります

日課表（予定）【平日】

活動	時間
朝活動（読書等）	8:40 ～ 8:50
朝の会	8:50 ～ 8:55
1限目	9:00 ～ 9:50
2限目	10:00 ～ 10:50
3限目	11:00 ～ 11:50
4限目	12:00 ～ 12:50
昼食・昼休み	12:50 ～ 13:30
掃除	13:30 ～ 13:45
時間割記入・授業準備	13:45 ～ 13:50
5限目	13:50 ～ 14:40
6限目	14:50 ～ 15:40
※ 帰りの会	15:40 ～
7限目	15:50 ～ 16:40
※ 帰りの会	16:40 ～

【土曜日】

活動	時間
朝活動（読書等）	8:40 ～ 8:50
朝の会	8:50 ～ 8:55
1限目	9:00 ～ 9:50
2限目	10:00 ～ 10:50
3限目	11:00 ～ 11:50
帰りの会	11:50 ～

最終下校時間 ※自習室利用生徒は除く

平日	通常	17:15	4月～10月／3月
	冬期	16:30	11月～2月

午前授業日 **12:15** ※季節関係なし
 （土曜・試験日）

2. 中学校生活の目標

(1) 生活面

① 法律や県青少年健全育成条例、学校のきまりなどのルールをど真ん中で守る

その時その場でどのような行動が適切であるかを冷静に考え、正しい判断のもと行動できる能力（自己指導能力）を高める。

② 礼儀やマナーのある行動をとり、他者に心遣いのある行動をとることができる

自己中心的な態度ではなく、思いやりのある言動を心がける。感謝の気持ちや報告などは iPad によるメッセージカードの送信だけではなく、自分の言葉で直接相手に伝えることを大切にす。相手の心や身体を傷つける言動・いじめ行為は絶対に許しません。

③ 前向きに努力を継続し、最後までやり遂げる粘り強さを身に付ける

誰でも苦手な事やうまくいかない時はあります。そこからすぐに投げ出したり諦めたりするのではなく、粘り強く取り組んでいく力をつけよう。問題解決のために見方を変えて考えることができる力もつけよう。

④ 自分の事だけではなく、仲間や集団のために貢献できる行動を起こす

建学の精神「誠心一筋に生き、人の幸せの支えとなれ」のように、これからは誰かのために、何かのために自分の力を注いで貢献する姿勢を意識しよう。共に高め合えることに価値を見出せる自分になろう。

⑤ 優先順位を考え、やるべき事を優先した実践力と健康的な生活リズムを確立する

SNS やゲームなどの「やりたい事」よりも、宿題や役目などの「やるべき事」を優先して取り組める実践力を身に付けよう。また、朝食や十分な睡眠時間の確保など、規則的で健康的な生活リズムを定着させよう。

(2) 学習面

① 授業内理解を心がけ、分からないところをそのままにしない

板書以外の口頭説明も聞き逃さないように集中して聴き、メモに残すなどの工夫を取り入れて復習に役立てよう。理解不足は次のステップの妨げになるので積極的に質問をして解消しよう。

② ペア・グループ学習、挙手発言など積極的に主体的な態度で授業に向かう

受け身の姿勢ではなく、積極的に自ら学びとる姿勢で授業を受けよう。仲間の意見も聴いて、視野の広さと思考の深さを身に付けていこう。

③ 宿題は丁寧に取り組み、提出期日を厳守する

提出だけが目的の作業的要素の強い取り組みでなく、課題を復習に役立てたり提出日までの学習計画を立てたりして、自分の理解力を高める意識で宿題と向き合おう。提出期日を守ることやきちんと取り組んだ内容を提出することは、社会人では常識となります。

④ 主体的な家庭学習を定着させる

理解力の定着には家庭学習が欠かせません。短期記憶から長期記憶にするために、反復学習が重要です。授業で分かったつもりになっていないか、確認のために家庭学習で復習しよう。

⑤ 自己理解を深め、将来の進路を考えながら目標設定をする

興味関心が高いもの、将来は何がしたいのか、どのような職業に就きたいのか、そのためにはどうすべきか。自分の将来・進路を考える時間をつくっていこう。

3. 「いじめ」について

※詳細は、HP「学校いじめ防止基本方針」参照

(1) 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法 第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※この法律において

「学校」とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(2) 「いじめ」が解消している状態とは

いじめは、単に謝罪をもって容易に「解消」とすることはできない。

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされていることを指す。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3カ月が目安）継続していること。
- ② 被害者が心身の苦痛を受けていない。（本人や保護者の面談等で確認する）

(3) 学校が警察へ相談・通報することがある事案例について

いじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案があります。いじめ行為が犯罪行為（触法行為を含む）に該当するか否かを学校が判断することは困難なことも多いため、早期に警察に相談又は通報を行う場合があります。

① 生徒指導上の問題行動（例） 抵触する可能性がある刑罰法規の例について

- | | |
|---|---------|
| <input type="checkbox"/> 自転車を故意に壊す。教科書やノートを破る。制服をカッターで切り裂く。 | 器物損壊等 |
| <input type="checkbox"/> 断れば危害を加えるなどと脅し、現金等を巻き上げる。 | 恐喝 |
| <input type="checkbox"/> 教科書やカバン、体操服や靴などの所持品を盗む。 | 窃盗 |
| <input type="checkbox"/> コンビニ等で無理やり万引きさせる。家の現金等を持ち出させる。 | 強要 |
| <input type="checkbox"/> 学校に来たら危害を加えるなどと脅す。 | 脅迫 |
| <input type="checkbox"/> ゲームや悪ふざけと称して殴打したり蹴ったりする。 | 暴行 |
| <input type="checkbox"/> 無理やりズボンを脱がす。 | 〃 |
| <input type="checkbox"/> 感情を抑えきれずにハサミやカッター等の刃物で切り付けてケガをさせる。 | 傷害 |
| <input type="checkbox"/> ハサミやカッター等の刃物で切り付けてケガを負わせる。 | 〃 |
| <input type="checkbox"/> 断れば危害を加えるなどと脅し、性器や胸やお尻を触る。 | 不同意わいせつ |

② 情報モラルに関する問題行動（例）

- | | |
|--|---------|
| <input type="checkbox"/> 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的な特徴を指摘し、「気持ち悪い」「不細工」などの悪口を書きこむ。 | 名誉棄損・侮辱 |
| <input type="checkbox"/> スマートフォンで自分の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示する。 | 児童ポルノ等 |
| <input type="checkbox"/> 相手になりすまして、相手のIDを使用する。 | 不正アクセス |
| <input type="checkbox"/> 他人のスカート内の下着や性的な部分を盗撮する。 | 撮影罪 |

制服	冬季の防寒対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒具の手袋やマフラー，耳あて等の着用期間の規定は設けていない。 ・冬用コートは，学校規定内のものに限る。 [学校規定:令和5年11月1日施行] <p style="text-align: center;">コート 学校規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 種類 コート，ジャンパー，ブルゾン (かぶるタイプは不可，ファーも不可，フードは可) ② 色や柄 自由・無地 (柄は10cm×10cmまでのワンポイントまで可) ③ 大きさ ジャケットの裾が隠れる長さ ~ 太ももまでの長さ <ul style="list-style-type: none"> ・スカート着用生徒は，学校規定内の<u>タイツ</u>の着用を許可する。 [学校規定:令和5年11月1日施行] <p style="text-align: center;">タイツ 学校規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 色 黒 ② 柄やマーク 無地無柄 (ラメ入り等禁止) ③ 厚み 60デニール以上 (履いた時に肌の透け感がないもの) ④ その他 体育実技の授業の時は着用しない。 ソックスも履きたい時は，タイツの下に履く。 <ul style="list-style-type: none"> ・スラックス着用生徒の場合は，タイツに加え，レギンスやスパッツの着用を許可する。 レギンスやスパッツ着用の際は，その上からソックスを履く。
----	---------	---

(2) 身だしなみ

身だしなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・肩につく長さや肩の位置より長い場合は，ゴムで横や襟足の髪をまとめて結ぶ。 ・髪留めゴムやヘアピンの色は，髪になじむ単色を基本とし，装飾があるものは認めていない。 ・ヘアピンを身に付ける時は，安全面を考慮して凸凹の少ないもので数も最小限にとどめる。 ・前髪は，目にかからない長さを心がける。必要以上の編み込みやワックスなどの整髪料をつけてアレンジした髪型にはしない。 ・脱色，ヘアマニキュア，ウェーブパーマーなどは認めていない。アトピー性皮膚炎等で縮毛強制が必要になる場合などは，事前に生徒指導部長の先生に伝える。 ・ピアスやイヤリング等は禁止する。
-------	--

(3) 靴・カバン

通学靴・その他シューズ	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候（大雨や積雪）の場合，登下校時の生徒の安全確保を優先するため，学校規定外の長靴やスノーシューズの着用を許可している。登校後は，その旨を担当に報告する。 ・すべてのシューズには，記名すること。 ・学校指定通学靴がある。指定靴は「黒のスニーカータイプ」 ただ，学校規定内のものであれば，スクールローファーも許可している。（家庭で自由購入可） <p style="text-align: center;">ローファー 学校規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 種類 スクールローファー (タッセル，フリンジ，ビット等は禁止) ② 色 黒 ③ その他 飾りがついていないもの，ヒールの高さが3cm以内のもの
カバン	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定かばん・サブバッグには，キーホルダーや缶バッジ等を付けない。御守りや防犯ブザーは除く。御守りは，カバンの内側にしまう状態で付けるとよい。 ・特別な事情がある場合を除き，校外研修においても学校指定カバン（リュック）を使用する。

(4) 学校生活

学校生活	<ul style="list-style-type: none">・ 4月に学校へ提出した「通学ルート届」に従って登下校すること。変更が生じた場合は、速やかに通学ルート届の訂正を行うこと。・ 下校時に自宅以外の場所に立ち寄る必要がある場合は、事前に担任へ連絡をして承諾を得る。・ 個人的な誕生日プレゼントやお土産、季節のイベントにおけるお菓子やプレゼントなどの不要物は学校に持ち込まない。学校で発見した時は、学校で預かり保護者に返却する。・ 男女交際は節度をもつこと。周囲に気を遣わせたり不快な思いをさせたりする行為、学校の規律的な雰囲気を乱すような行為は、個別指導の対象とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 体育実技の授業を見学する場合は、保護者に生活ノート等に見学理由を記入してもらい、登校後に教科担任に提示すること。 <ul style="list-style-type: none">・ 処方された薬を学校で服用する必要がある場合は、「薬の名称と量」「服用する時間」を事前に担任に報告する。生徒は、教員に伝えてから服用ようにする。 <ul style="list-style-type: none">・ 保健室の利用は、1時間を原則とする。1時間休養してもその後の授業参加が難しい場合は、保護者連絡をして早退の手続きをとる。 <ul style="list-style-type: none">・ 教育相談室の利用は個別に応じた段階的な支援体制をとっている。基本は、1時間の利用とし、相談員の先生との面談やオンライン授業を受けたり自習したりして過ごす。
------	--

(5) 私物の持ち込み

私物・携行品	<ul style="list-style-type: none">・ 学校 i P a d 以外の端末の持ち込みはしない。(例) スマートフォン、スマートウォッチ等・ はさみ、カッター・ナイフ等は持参しない。活動で使用する場合は、学校から貸し出す。・ くしや手鏡などは持参しない。・ 日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリーム等は病院で処方されたもの、または、市販の薬用のもので無色無臭のものに限って個々に携帯することを許可している。 ただし、これらを使用する場所は「お手洗い」とし、教室や廊下では使用しない。・ 制汗スプレー、制汗シートの持参・使用はしない。体を拭きたい場合は、おしぼりなどの小さなタオルを持参して拭く。 <p>※ クリームやスプレーなど1人が使用する場合と大勢が使用した場合とでは、教室内に漂うにおいの感じには大きな違いがある。においに過敏で気分が悪くなる人もいます。</p>
--------	--

(6) 自動販売機・購買利用

自販機・購買	<ul style="list-style-type: none">・ 無駄遣いをしない。学校に必要以上の金額を持参しない。学校に持参している金額や自動販売機や購買を利用した金額については、保護者が把握されていること。・ 校内設置の自動販売機の利用は基本、日本茶、水、スポーツドリンク、牛乳のみ購入可とする。これは、発達段階である中学生が糖分を過剰摂取しないことや虫歯や肥満予防の観点から生徒の健康管理を目的としたものである。 (紙パックのものは衛生上の観点から休み時間に飲み切ること)・ 購買やパンの自動販売機の利用目的は、あくまでも昼食の購入である。お弁当が足りない場合は、まず家庭でお弁当の量を増やしてもらうこと。・ アレルギーがある生徒が購買を利用する時は、アレルギー成分について十分に気を付ける。 <p>※ 学校の自動販売機は、災害時に避難された方々への非常用として提供されることも想定。</p>
--------	---

(7) 自転車通学の手続きと許可

自転車 登校	<p>自転車を利用した通学には、学校への自転車登録と許可が必要です。 『自転車通学』とは、「自宅⇔学校」に限らず「自宅⇔最寄り駅」等、登下校中に自転車を利用すること。</p> <p>■ <u>学校登録について … 未登録自転車での登下校は禁止</u></p> <ul style="list-style-type: none">・学校の「自転車登録カード」に必要事項を記入し、生徒指導部に提出する。・保険への加入を義務付けている。保険への加入がなければ自転車通学の許可はおりない。・学校登録完了後に渡される「学校登録番号ステッカー」を泥除け部分のよく見える位置に貼り付ける。この学校登録番号ステッカーの受取りが学校登録完了を意味している。・自転車を買い替えた場合は、再登録が必要となる。新しい「自転車登録カード」をもらって再申請する。再登録後、新しい学校登録番号ステッカーが渡される。・卒業後、中学の登録番号ステッカーは剥がすか、上からテープを貼るなどして見えないように覆うこと。 <p>■ <u>自転車の形状指定 … 次にあげる自転車は通学用自転車として認められません</u></p> <ul style="list-style-type: none">・マウンテンバイクなどカゴがない自転車。 … 前後どちらかに付ければ使用可。・サイドスタンドの自転車。 … 両立スタンドに付け替えれば使用可。・折畳み自転車，ライトがつかない自転車。・アップハンドル，ブレーキのない自転車。・鍵がついていない，鍵が壊れている自転車。 <p>■ <u>防犯・駐輪場の約束</u></p> <ul style="list-style-type: none">・盗難被害を防ぐためにも念のため2重ロックを推奨している。・駐輪場は，東駐輪場と西駐輪場の2カ所。通学ルートに近い駐輪場を利用すること。 <p>■ <u>ヘルメット着用の義務付け … ヘルメットは各家庭で用意</u></p> <ul style="list-style-type: none">・通学で自転車を利用する生徒には，ヘルメットの着用を義務付けている。 ヘルメットを着用しない生徒には，自転車通学の許可を取り消すことがある。・ヘルメットの形状や色は自由。ただし，SGマークの安全規格適合品であるものを推奨している。 <p>■ <u>自転車安全利用5則を理解して厳守する</u>（令和4年11月1日警察庁交通対策本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none">・自転車は，道路交通法上「軽車両」の位置づけである。・車道が原則，左側を通行。歩道は例外あり，歩行者を優先。・交差点では信号と一時停止を守って，安全確認。・夜間のライト点灯。飲酒運転の禁止。ヘルメットの着用。
-----------	--

(8) 帰宅後・休日・長期休業中の登校

休日・ 休業中 の登校	<ul style="list-style-type: none">・学校に登校する場合は，家を出る前に学校に連絡を入れて，先生とアポイントメントをとってから登校すること。先生への連絡や許可を得ていない状況で登校しない。・アポイントメントをとったにも関わらず，急な都合で登校できなくなった場合や遅れる場合も必ず連絡を入れて事情を説明すること。・学校に登校する場合は，授業日と同様に制服または学校指定体操服（体育授業時の服装）とし、靴も学校規定内のものとする。保護者に送迎してもらう時も同様である。・学校に登校する場合は，通学ルート届にあるルートに従って登下校すること。
-------------------	---

(9) 岐阜県青少年健全育成条例や法律に触れる行為はしない

条例・法律	<p>本校は、条例や法律に基づいた指導を行っています。冷静に善悪の判断を下し、絶対に一線を越えないという強い意志で行動を律していきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">・中学生(16歳未満の者)のみの入場制限【夕方5:00まで】 ゲームセンターやカラオケボックス, その他アミューズメント施設において中学生のみで入店できる時間は夕方5:00まで。・18歳未満の者のみの深夜外出の制限【夜10:00まで】 「深夜」とは、夜10時～翌日の午前4時までの時間をいう。18歳未満の者のみで夜10時以降に外出してはいけない。「深夜徘徊」として、警察の補導対象となります。 この条例では、保護者に対しても自ら同伴することや正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めることが定められています。・違法薬物の所持や使用, 飲酒や喫煙, ナイフ等の刃物やエアガン等の所持, 無免許運転万引きや盗撮, 自転車の2人乗り, 無灯火, 傘さし運転, イヤホン・画面を見ながらの運転アルバイトは禁止。
-------	--

(10) 情報通信機器やSNSの使用について

情報通信機器・SNS	<ul style="list-style-type: none">■ <u>情報通信機器やSNSの利用に関する学校指導方針</u><ul style="list-style-type: none">・SNS等において生徒のみのグループをつくらない。グループをつくりたい場合は、少なくとも保護者1名には入ってもらおう。・学習などやるべき事を優先し、SNS等の利用は原則1時間以内にとどめる。・学校iPadでの課題提出や先生に連絡等のカードを送るやりとりは、遅くとも夜9時までとする。(先生から提出時間が決められている場合は除く)・自分の部屋に持ち込まず、パスワードも保護者に知らせておく。■ <u>肖像権の侵害、個人情報保護の観点</u><ul style="list-style-type: none">・肖像権には ① 自分の顔や容姿をみだりに撮影されない権利 ② 撮られた写真画像、動画を公表されない権利 がある。・相手の許可なく、SNSに写真や動画を公開することは「肖像権侵害」にあたります。 友だちだけではなく、横や後ろに第3者が写り込んでしまっていないか、住所や制服などの個人が特定される情報が写り込んでいないか、本や漫画・映画や美術作品などの「著作物」が写り込んでいないかも注意しなければなりません。
------------	--

(11) 自分1人でも学校から自宅に帰宅できる

帰宅方法	<ul style="list-style-type: none">・登校後、警報発令が予想される場合やインフルエンザや感染症の拡大防止のために、急きよ授業を打ち切って早帰りの措置や学級閉鎖等の措置をとる場合があります。 保護者のお迎えがなくても、自分1人で公共交通機関などを利用して学校から自宅まで帰宅できる力を身に付けて下さい。
------	--

(12) 不審者・変質者への警戒

防犯意識	<ul style="list-style-type: none">・被害に遭わないために、人通りの少ない道は避ける。直観的に怪しげな雰囲気や不審な人だと感じた場合は、道を変えてその場所や人から離れる。・被害に遭いそうになったら、防犯ブザーを鳴らしたり近くの店舗や周囲に助けを求めたりしよう。
------	---

5. 入学前の準備の参考に ～所有するすべてのものに“フルネーム記名”～

(1) フルネーム記名の徹底

- ・すべての学用品（持ち物）に記名する。
- ・落とし物や他者のものを取り違えてしまう事、記名がないために所有者の確認がとれない事があります。各自が私物管理を徹底することで、みんなが安心して学校生活を送ることができます。
- ・ノートや筆記具、教科書やテキストはもちろんのこと、シューズ、制服やネクタイ・リボンなどにも記名をする。



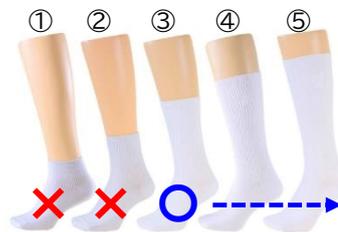
- ・通学靴を除く他のシューズには、かかとの部分にも必ず記名して下さい。制服のジャケットのポケット部分やタグのところを利用してすべてのものに記名を済ませて下さい。

(2) 靴下の長さについて

■スラックス着用時【白・黒・濃紺】



■スカート着用時【濃紺】



- ① スニーカー丈
- ② ショート丈
- ③ クルー丈
- ④ スリークォーター丈
- ⑤ ハイソックス丈

(3) サブバッグについて

- ・学校指定カバンに学用品が入りきらない場合は、指定カバンと共に他のカバン（例）を使用してもよい。
- ただ、ロッカーから大きくはみ出すことがないように横幅は**42cm**程度のものまでにして下さい。キーホルダーや缶バッジなどの装飾品はつけない。



(4) 文房具について

※ノート等については、最初の授業で各教科からガイダンスがあります。

■ 筆箱 → 布やビニール製のもの

- × 金属製のもの 授業中に落下した時の音対策
- × バッジや装飾品がついているもの 破損やケガ等のトラブル防止

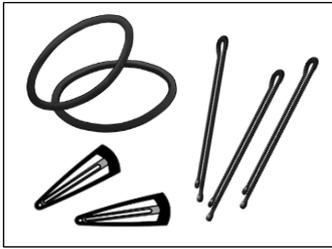
■ 筆記具 → 装飾品がついていないもの

- × ノック部分に飾りやチャームなどがついているもの
- × 高価な筆記具
- 赤ペン，油性ネームペン，直定規の3点は常備しておきたい必須アイテム



(5) 身に付けるものについて

- 髪留め ① 髪色になじむ単色 ノーマルゴム
② 髪色になじむ単色で凹凸の少ないヘアピン



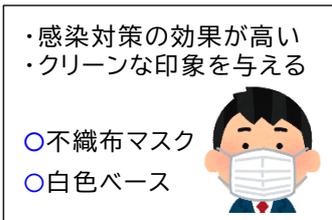
装飾付き, シュシュ等は使用しない。
特にヘアピンは, 体育実技や諸活動時の安全面を考慮して, 凹凸の少ないものとし, 使用する数も最小限にとどめて下さい。制服姿・髪色になじむ色を選択して下さい。

- メガネやコンタクトレンズ



カラーコンタクトは使用しない。
メガネも加工の多いフレームや肌になじまない極端に派手なフレーム等のものは使用しない。
定期的な眼科検診・レンズの度の調整目に合うものを身に付けて下さい。

- マスク



感染対策の効果が高いと言われている不織布のものをお願いしています。不織布による肌荒れなどが起きる場合は, お知らせください。学校見学の来客もあります。黒色のマスクは控えてほしいです。

6. 保護者の方へ

(1) 欠席・遅刻早退の連絡

連絡・緊急	<ul style="list-style-type: none">・欠席・遅刻早退連絡は、当日の朝8時20分までにBLENDでお願いします。 欠席の連絡コメントには、お子様の具体的な症状の記載をお願いします。 (例) 発熱 → 37.5℃の発熱と吐き気がある / 体調不良 → 熱はないが倦怠感と頭痛がある・朝活動が始まる8:40以降の登校が「遅刻」となります。・緊急連絡は、BLEND ➡ メニュー ➡ 各種申請 ➡ 緊急連絡 からお願いします。
-------	---

(2) 体育授業の見学／体操服の貸し出しと返却

体育見学・体操服	<ul style="list-style-type: none">・体調不良やケガなどの理由で体育授業を見学させる場合は、お子様の生活ノートに保護者の直筆で「見学理由」を記入して下さい。登校後、教科担任に提示するようご指導ください。・お子様が体操服や長袖ジャージを忘れた時、学校から貸し出します。ただ、貸し出し後、1週間以上経過しても返却されないケースが増えており、次に貸し出しができません。洗濯の際にネーム刺繍が異なる体操服ではないか、気にかけて下さると助かります。
----------	--

(3) 保健室／教育相談室／スクールカウンセリングの利用

健康管理・相談体制	<ul style="list-style-type: none">■【保健室】<ul style="list-style-type: none">・保健室の利用は、<u>1時間を原則</u>として様子を見ます。 1時間様子をみた後、次の授業に戻ることが難しい場合は「早退」と判断し、ご家庭に連絡を入れます。また、<u>早退時は「保護者のお迎え」が原則</u>となります。 体調不良のまま無理に登校させることはせず、自宅で休養させて下さい。無理に登校させてしまった場合は、いつでも学校からの連絡がとれるように対応をお願いします。・病院で処方された薬を学校で服用しなければならない場合は、「薬の名称と用量」「服用する時間」などを担任までお知らせください。保護者からの連絡がない場合は、学校で服用させられませんので確認のご連絡をとらせていただくことがあります。■【教育相談室】<ul style="list-style-type: none">・教育相談室の利用は、<u>基本1時間</u>を原則としていますが個別に応じた段階的な支援体制をとっています。相談員の先生との面談や休息、オンライン授業を受けたり自習を進めたりしながら過ごします。学校の授業時間帯に合わせた過ごし方をしています。■【スクールカウンセリング】<ul style="list-style-type: none">・週に1度ですがスクールカウンセラーが配置されています。お子様だけではなく保護者も利用可能です。ただし、予約制となっていますのでご希望される場合は担任まで申し出て下さい。
-----------	--

(4) お子さん1人でも学校から自宅に帰宅できる対応力

帰宅方法	<ul style="list-style-type: none">・登校後、警報発令が予想される場合やインフルエンザや感染症の拡大防止のために、急きょ授業を打ち切って早帰りの措置や学級閉鎖等の措置をとる場合があります。 保護者のお迎えがなくても、お子様が1人で公共交通機関などを利用して学校から自宅まで帰宅できる力を身に付けさせて下さい。そのためにも一緒に練習をお願いします。
------	---

(5) 岐阜県警察防犯アプリ 「安全・安心メールの登録」

防犯	<ul style="list-style-type: none">・登録すると警察から登録した地域で発生した不審者事案や犯罪事件・事故などの情報を得られます。お子様の安全な登下校に関わる情報にもなりますので登録をお願いします。詳しくは「安全・安心メール 岐阜県公式HP」からダウンロードして下さい。
----	--

7. 入学式の制服【4/8(月)午後～】

スラックスタイプでもスカートタイプでもどちらでも構いません。ただし、次に示した通りに着用してきて下さい。

- ① ベストとブレザーの 両方を必ず着用
- ② ネクタイ または リボンを着用
- ③ ソックスは、第1回ガイダンス時に 学校で初回購入したソックスを着用
*スラックスタイプ → 白 *スカートタイプ → 紺
- ④ スラックス着用生徒は、 学生用黒ベルトを着用

【入学式の制服】



- ◇ 制服（ネクタイやリボンも含む）や上履き、体育館シューズやグラウンドシューズには、必ず名前を書いて来て下さい。シューズ類は、下駄箱に置いたまま下校できます。
- ◇ 特に体育館シューズは、事前に靴紐を通した状態に整えて来て下さい。右写真にあるように、裏が茶色のシューズが体育館シューズです。
- ◇ 袖口ボタンの留め忘れがないなど、制服を正しく着用することはもちろん、伸びた爪の手入れなどの身だしなみも整えて来て下さい。
- ◇ 入学式後、記念撮影があります。保護者の方も1名入られての撮影となります。



8. 駐輪場について

自転車の駐輪場は、2カ所（東・西）あります。通学ルートにしたがって利便性のよい方で決めて下さい。自転車通学には、学校登録が必要です。登録ステッカーが貼られていない自転車は認められません。また、自転車に鍵をしてから校舎に入ってください。鍵は自己管理となります。



9. 自家用車での送迎について

駐車場は正門前駐車場と東駐車場の2カ所です。どちらの駐車場も交通事故防止のため、次の写真の通り、**一方通行**のご協力をいただいております。特に東駐車場は大変狭いです。十分にご注意下さい。



- ◇ 必ず正門からお入りいただき、通用門から出て下さい。東駐車場をご利用の場合は、写真の通り北側を入口、南側を出口として出入りをお願いいたします。休日など正門が閉鎖されている場合は通用門からお入り下さい。
- ◇ 学校から国道248号線に合流する際の交通事故が何度か生じております。国道に出る前に歩道を通過する必要があります。ミラーで自転車や歩行者がいないことを確認された上で自家用車をゆっくりと前進させて下さい。
- ◇ 道路での下車・乗車は大変危険ですので絶対にお止め下さい。

2024 年度（令和6年度）
多治見西高校附属中学校